

第8章

計画の推進体制と進行管理

第1節 推進体制

第2節 進行管理

第1節 推進体制

1 地域住民・事業者との協働

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくために、推進体制の中核である「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会」や「長崎市地球温暖化防止活動推進センター」、「地球温暖化防止活動推進員」を中心に、地域住民（団体）、事業者、行政の各主体が、それぞれ積極的に地球温暖化対策に取り組むとともに、各主体が協働して取組みを推進していく必要があります。

また、計画を効果的に推進していくため、長崎市の市民ネットワーク「ながさきエコネット」等との連携協力や情報交換を行うことで、地域レベルでの効果的な取組みを圏域全体に波及させ、自主的な地球温暖化防止活動の輪の拡大を推進します。



図 地域住民・事業者との協働イメージ

2 各市町の体制

■長崎市■

地球温暖化対策を積極的に牽引し、具体的な対策を実施するため、市長、副市長及び部局長で構成する「長崎市環境基本計画推進会議」を推進母体組織とし、各部局の地球温暖化対策に関連する事業・施策の実施状況の把握や情報交換を行います。また、その下部組織として「長崎市環境基本計画推進幹事会（関係課長会議）」「ゼロカーボンシティ推進部会（関係課係長会議）」を置き、推進に関する必要な調整・協議などを行い、横断的な取組みを推進します。

■長与町■

地球温暖化対策を積極的に推進し、具体的対策を実現するために、町長を本部長とし、各部局長を推進責任者とする「長与町地球温暖化対策実行計画推進本部」を設けます。また、各課長を推進幹事とする「実行計画推進幹事会」を設け、取組を着実に推進します。各幹事は、所管課内の係長相当職から推進委員を指名し、指名された委員で構成される「実行計画推進委員会」において、実行計画の周知徹底と所管課における取組状況を把握します。

■時津町■

地球温暖化対策を町の実情に即し効率的に推進するため、町長が必要に応じ判断し、行政機関の職員等で構成する「時津町地球温暖化対策協議会」において協議を行います。また、町が行う事業については町長、副町長、教育長及び部局長で構成する「時津町地球温暖化対策実行計画推進本部」において計画の進行管理や見直しを行い、各部局などの地球温暖化対策に関連する事業・施策の実施状況の把握、情報交換、推進を行います。

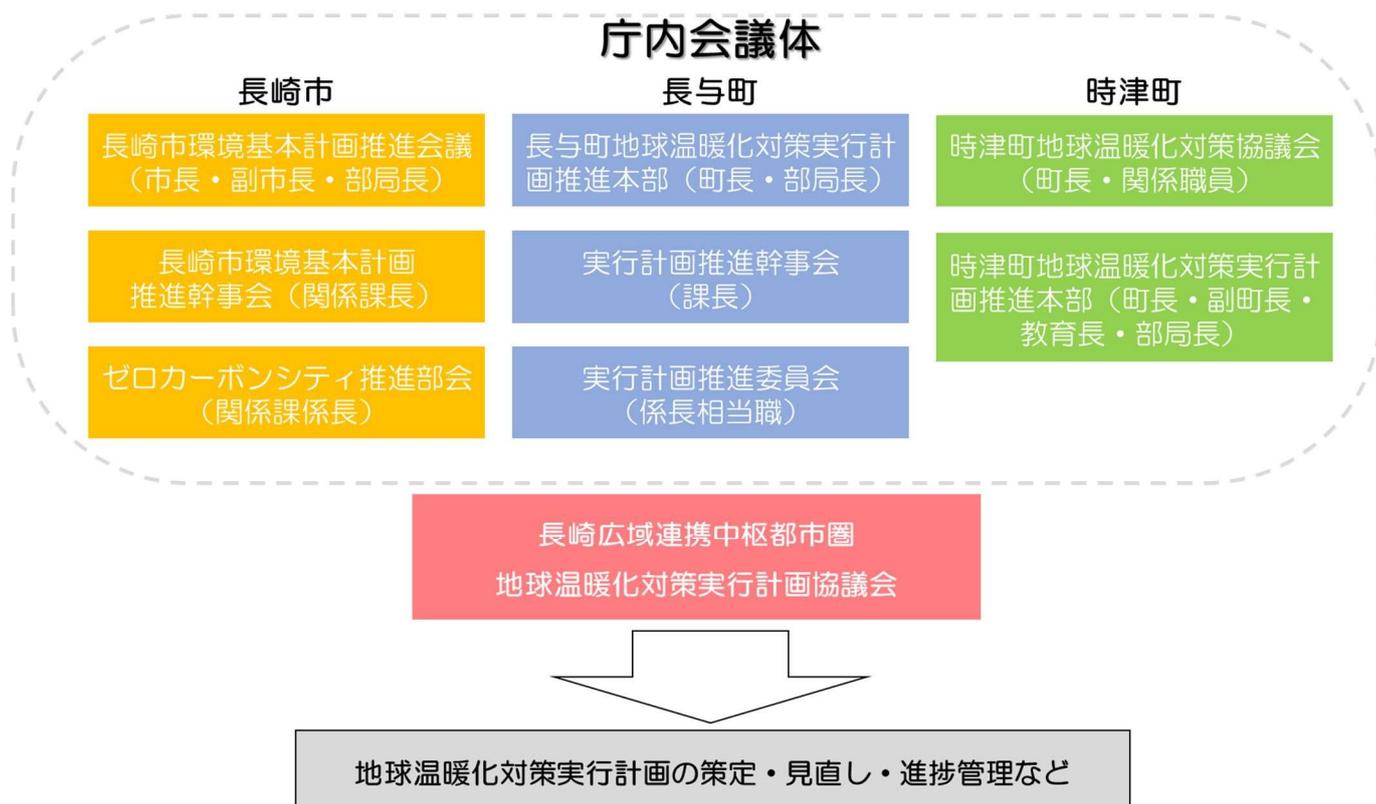


図 各市町の体制イメージ

3 広域的な連携

地球温暖化防止の取組みを効果的に進めるためには、広域的な視点に立って取り組む必要があります。そのため、国や長崎県、周辺市町など様々な機関と連携を図り、広域的な施策の展開を推進します。

第8章

第2節 進行管理

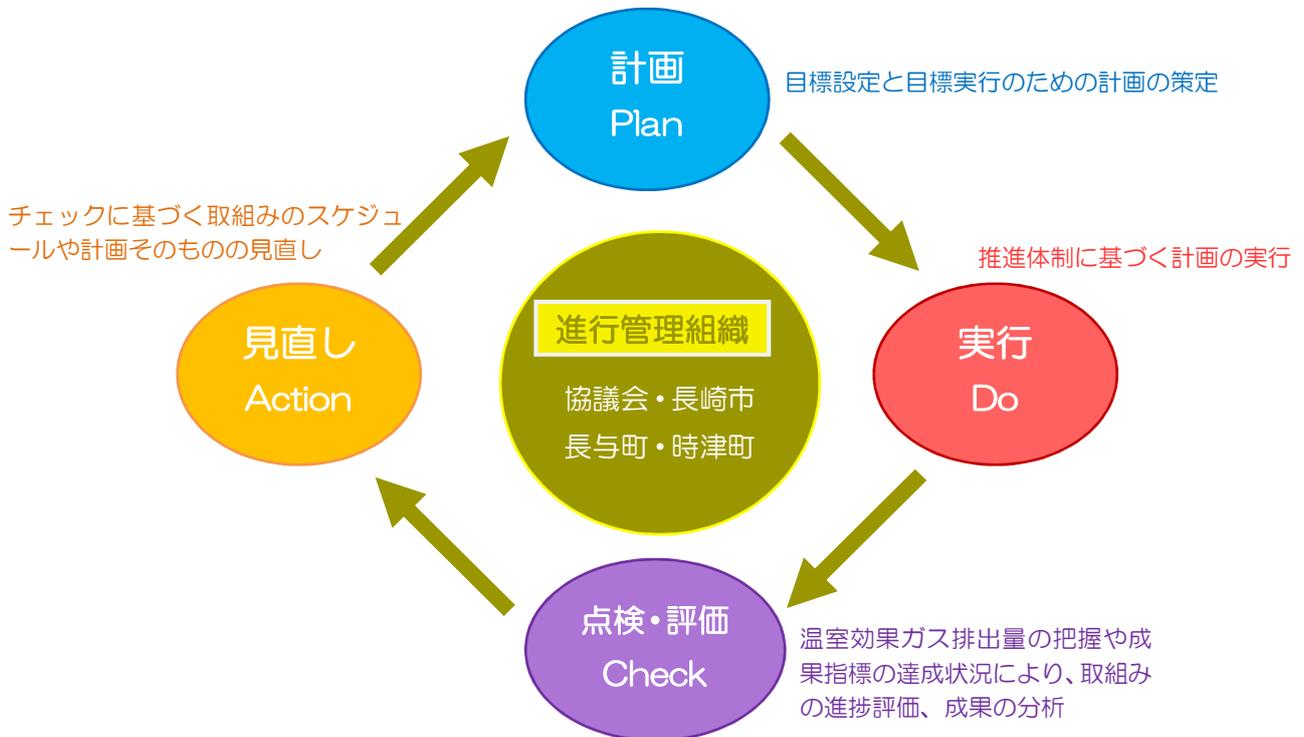
1 進行管理組織

プログラムの進行管理は、「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」の見直し及び実施に係る調整等を担う「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会」と長崎市、長与町、時津町が連携して行います。

2 進行管理の手順

計画の施策を確実に実行していくためには、その進行管理が必要となります。そこで、地球温暖化対策が着実に進んでいることを明確にするため、毎年度の温室効果ガス排出量の把握や取組みの進捗状況、成果指標の達成状況を点検評価するなど、PDCA サイクルにより進行管理を行い、必要に応じて次年度以降のプログラムを見直します。

図 PDCA サイクルによる計画の進行管理



3 進捗状況の公表

定期的に各取組みの実績や削減目標の達成状況を集計し、最新の温室効果ガス排出量、排出量の増減の要因、施策の実施状況について年次報告書として作成し、公表します。

4 計画の見直し

計画は、概ね5年ごとの見直しを行うこととします。なお、この戦略に位置付けている施策や取組みは、現時点では、未確定要素を多く含んでおり、新たな技術革新による大幅な進展の可能性もあることから、大きな社会情勢の変化や温室効果ガス排出量の動向を踏まえ、必要に応じて的確に対応します。